

栃木市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、同項の規定により公表します。

令和8年6月1日

栃木市監査委員 福地 武司

栃木市監査委員 大谷 好一

- 1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）
- 2 監査の対象 産業振興部
- 3 監査の期間 令和7年12月24日から令和8年1月28日まで
- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	産業振興部
監査結果報告日	令和8年3月27日付け 栃市監第88号
措置結果通知日	令和8年4月30日付け 栃市総第29号
監 査 結 果	<p>指摘事項（農林整備課）</p> <p>建設工事請負契約締結の際に受注者から現金で納付された契約保証金について、工事完了及び請負代金支払から2月程度経過しているにもかかわらず、受注者に還付されていない状況が確認された。</p> <p>契約保証金は、普通地方公共団体が契約の適正な履行を確保するため契約の相手方に納めさせるものであるところ、契約が適正に履行されたことが確認されれば、当然に契約の相手方に還付されるべきものであり、この時期について、栃木市財務規則第90条で「契約の履行を確認した後、直ちにこれを契約の相手方に還付しなければならない。」と定められている。</p> <p>本事案は、上記財務規則の定めに加えて、受注者から契約保証金還付申請書が提出されていないことが認知されていなかった点において、事務処理が適切を欠くと認められる。また、令和5年度の定</p>

	<p>例監査において同様の事案につき監査委員からの指摘を受け、所管課において措置を講じた旨の報告を行っているにもかかわらず、今般同様の事案が生じているものであり、適切な欠如はより重いものと言わざるを得ない。したがって、改めて是正又は改善のための措置を講じられたい。また、当該措置状況について報告を求める。</p>
<p>措 置 内 容</p>	<p>このたびの契約保証金の還付遅延につきましては、工事完了及び請負代金支払後も還付がなされていなかったものであり、栃木市財務規則第90条の規定に明確に反する不適切な事務処理として、重く受け止めております。</p> <p>特に、本件は令和5年度の定例監査において同様の指摘を受け、改善措置を講じたと報告していたにもかかわらず、再発したものであり、結果として、改善措置が形式的なものにとどまり、組織としての管理体制や内部統制が十分に機能しておりませんでした。</p> <p>要因といたしましては、還付処理の進行管理が担当者任せとなっていたこと、また受注者からの申請に依存する運用により未処理案件を把握できていなかったこと、さらに事務処理全体を通じた確認体制が不十分であった点にあります。</p> <p>今後は、工事の契約から完了に至る一連の状況確認をチェックリスト等により管理し、管理職を含めた確認体制により再発防止を徹底してまいります。</p> <p>併せて、契約担当課と契約保証金の還付遅延防止のため、事務手続き等の見直しにつきまして、協議を実施してまいります。</p> <p>なお、当該案件につきましては、速やかに還付手続きを完了しております。</p>